

協会の概要



日本自動販売協会
JAPAN AUTOMATIC MERCHANDISING ASSOCIATION



みなさまに愛される自販機を・・・

目 次

1. 所在地……P1
2. 設立年……P1
3. 目的……P1
4. 事業……P1～P2
5. 役員……P3
6. 会員……P4
7. 支部……P4
8. 委員会……P5
9. 組織図……P6
10. 定款……P7～P12
11. 会員……P13～P17

日本自動販売協会の概要

1. 所在地

〒105-0004 東京都港区新橋 5-7-12 (ひのき屋ビル 3F)
電話:03(6435)7821
FAX:03(6435)7822
URL:www.jama-vm.com

2. 設立年月日

昭和62年4月20日

当協会は、昭和62年3月まで活動していた食品飲料自動販売協同組合と、北海道・東北・関東・東海・北陸・関西中国および九州の各自動販売協議会において、統一組織による全国組織化の気運が高まり設立されたものである。

3. 目的

当協会は、安心・安全な清涼飲料や食品などを消費者へ提供するために、自動販売機の適正な管理の推進を図ると共に会員の健全な発展と社会に寄与する事を目的とする。

4. 事業

当協会は、我が国における唯一の自動販売機オペレーターの全国団体として、会の目的を達成するため次の事業を行っている。

- 一、食品衛生の維持および向上に関する事業
- 二、食品衛生思想の普及に関する事業
- 三、自動販売機の適正管理に関する事業
- 四、自動販売営業に関する調査研究事業
- 五、自動販売営業に関する指導事業
- 六、会員の福利厚生に関する事業
- 七、その他前各号に附帯する必要な事業

※事業活動の詳細は次ページに記載

事業(活動)計画 【平成30年度】

1. 組織強化事業

- 一、新規会員の入会促進活動:新規会員の戦略的・計画的な拡大活動の実行
- 二、賛助会員サービスの新設:賛助会員サービスの新設による会員支援活動の拡充

2. 委員会活動

① 広報総務委員会

- 一、新規会員の入会促進活動:JAMAマルチ電子マネー導入の非会員企業への活動
- 二、支部体制の標準化の実現:支部エリア会議の導入による支部活動の活性化
- 三、支部活動の標準化の実現:支部の標準行事及び標準行事に係る基準の統一
- 四、支部事務業務の標準化の実現:支部の経理業務及び作成資料の標準化・削減

② 食品衛生委員会

- 一、紙カップ自販機自主品質検査の実施:自主品質検査の内容・方法・時期等の継続
- 二、紙カップ式自販機の品質維持・向上の取り組みの強化:自主マニュアル改訂(検討)
- 三、紙カップ式自販機の価値訴求の取り組みの強化:価値訴求の基本計画策定
- 四、紙カップ式自販機の厚労省への陳情:営業許可申請に係る制度・手数料等の陳情

③ 事業推進委員会

- 一、公正条件の取り組みの実行:基本理念・行動基準の制定及びマニュアルの策定
- 二、行政機関に対する陳情活動の実行:全国統一の一般競争入札陳情活動の展開
- 三、支部体制の標準化の実行:支部の公正条件取り組みの活動モデル確立
- 四、ルート人材確保の取組みの実行:成功事例の共有促進及び実行計画の策定

④ 安全環境委員会

- 一、節電・地球温暖化対策、防災対策、景観対応、3R活動啓発(業界連携)
- 二、社会貢献・環境・安全安心の基本取り組みの徹底・遵守:住所表示ステッカー貼付
- 三、自販機安全据付の遵守:「自販機安全据付」の実行計画の遂行
- 四、協会活動の業界内外へのPR:JAMAWebマガジンの改訂、協会PR誌の制作

⑤ 電子マネー対策委員会

- 一、現行JAMAマルチ電子マネーの進化:改良開発の実行
- 二、次期JAMA電子マネーの共同開発:開発方針・開発体制・開発スケジュール策定

3. 業界活動

- 一、「清涼飲料自販機協議会」の共同運営と業界連携強化(継続)
- 二、関係行政機関に対する自販機に係る具申と要請(継続)

4. 福利厚生事業

- 一、自販業50年及び25年会員の永年営業表彰(継続)
- 二、優秀社員表彰(継続):一部規程の見直し検討
- 三、会員に対する慶弔見舞(継続)

5. 役員（敬称略・同一役職就任順）

会長	森 吉平（株式会社アベックス 代表取締役社長）
副会長	新井 啓一（サントリービバレッジソリューション株式会社 取締役 常務執行役員 営業統括本部長）
同	藤原 義樹（コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 上席執行役員 エリア営業統括本部長）
専務理事	井内 邦俊（協会本部）
理事	加藤 義夫（株式会社サン・ベンディング東北 代表取締役社長）
同	山田 雄亮（北海道コカ・コーラボトリング株式会社 取締役 営業統括本部長）
同	伊藤 俊博（株式会社サン・カンパニー 代表取締役社長）
同	藤井 隆（有限会社日東ベンディング中国 代表取締役社長）
同	荻原 康孝（株式会社ジャパンビバレッジホールディングス 取締役 常務執行役員）
同	遠藤玄一郎（アサヒ飲料株式会社 執行役員 営業副本部長）
同	相馬 藤嗣（株式会社伊藤園 常務執行役員 北関東・東関東地区営業本部本部長）
同	迹見 佳夫（ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社 取締役 常務執行役員 自販機事業本部長）
同	小杉 康夫（北陸コカ・コーラボトリング株式会社 常務取締役 営業本部長）
同	鈴木 輝幸（コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 執行役員 近畿・四国営業本部長）
同	本坊俊一郎（コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 執行役員 西日本営業本部長）
同	二宮 淳（日本コカ・コーラ株式会社 コマーシャルリーダークーリング&ベンディング事業部 統括部長）
同	新井 裕明（キリンビバレッジバリューベンダー株式会社 執行役員 営業統括本部長）
同	井上 豊（コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 執行役員 関東営業本部長）
監事	安達 健治（ダイドードリンコ株式会社 常務取締役）
同	原 幹弘（FVジャパン株式会社 代表取締役社長）

※平成30年6月7日 現在

6. 会 員 (平成30年6月現在)

- 正 会 員…107社
- 支部正会員…77社
- 本部賛助会員…38社
- 支部賛助会員…180社

7. 支 部

支 部 名	支部長	住 所・TEL・FAX	事務局長
北海道支部	山田 雄亮	〒004-8588 札幌市清田区清田1条1-2-1 北海道コカ・コーラボトリング株式会社 内 TEL:011(888)2081 FAX:011(883)6146	藤山 徹
東北支部	加藤 義夫	〒983-0034 仙台市宮城野区福田町南2-3-50 株式会社サン・ペンディング東北 内 TEL:022(254)4541 FAX:022(254)4548	伏見 芳則
関東甲信越支部	横井 健一	〒105-0004 東京都港区新橋5-7-12 ひのき屋ビル3階 TEL:03(6435)7821 FAX:03(6435)7822	相澤 和男
東海支部	伊藤 俊博	〒441-8157 愛知県豊橋市上野町字新上野79-1 株式会社サン・カンパニー 内 TEL:0532(45)9106 FAX:0532(45)3725	荒木 祐介
北陸支部	小杉 康夫	〒933-0397 富山県高岡市内島3550 北陸コカ・コーラボトリング株式会社 内 TEL:0766(31)1461 FAX:0766(31)4794	横山 雅章
関西支部	鈴木 輝幸	〒566-8513 大阪府摂津市千里丘7-9-31 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社千里丘オフィス内 TEL:06(6330)2546 FAX:06(6368)2856	郷 礼次
中四国支部	藤井 隆	〒734-0014 広島市南区宇品西4-4-36-1201号 TEL:082(258)3181 FAX:082(258)3182	堀米 弘人
九州支部	本坊俊一郎	〒812-8650 福岡市東区箱崎7-9-66 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社西日本オフィス内 TEL:092(641)9153 FAX:092(641)3925	大場 博之

8. 委員会

協会事業を積極的・意欲的に遂行するため、次の委員会を設置している。

● 事業推進委員会

本委員会は、支部役員会と連携し、全国的視野に立ち、公正な競争体制確立の基本方針・実行計画の策定、支部では処理できない案件の処理等を通じて、業界秩序の確立に資することを目的とする。

本委員会は、ルート要員の採用・定着の取組み実行計画の策定及び推進の役割を担うものとする。

● 安全環境委員会

本委員会は、協会が行なうイベント、対外PR活動、啓発活動、その他広報活動についての企画立案・実行業務ならびに自動販売機に関する安全・環境・社会貢献の諸対策を通じて、業界の安全・環境・社会貢献の取組みの発展に資することを目的とする。

本委員会は、自動販売機の安全設置(据付)及び防犯対策の役割を担うものとする。

● 食品衛生委員会

本委員会は、食品衛生に関する基本方針の策定、自主品質検査等の諸施策の推進、厚生労働省を始めとする関係官公庁に対する食品衛生に関する意見具申と陳情を通じて、食品衛生の向上に資することを目的とする。

本委員会は、カップ式自販機の価値訴求の取組みの基本計画策定の役割を担うものとする。

● 電子マネー対策委員会

本委員会は、将来的な電子マネーの拡大及びキャッシュレス化に備えた電子マネーの共同開発を通じて、業界の健全な発展に資することを目的とする。

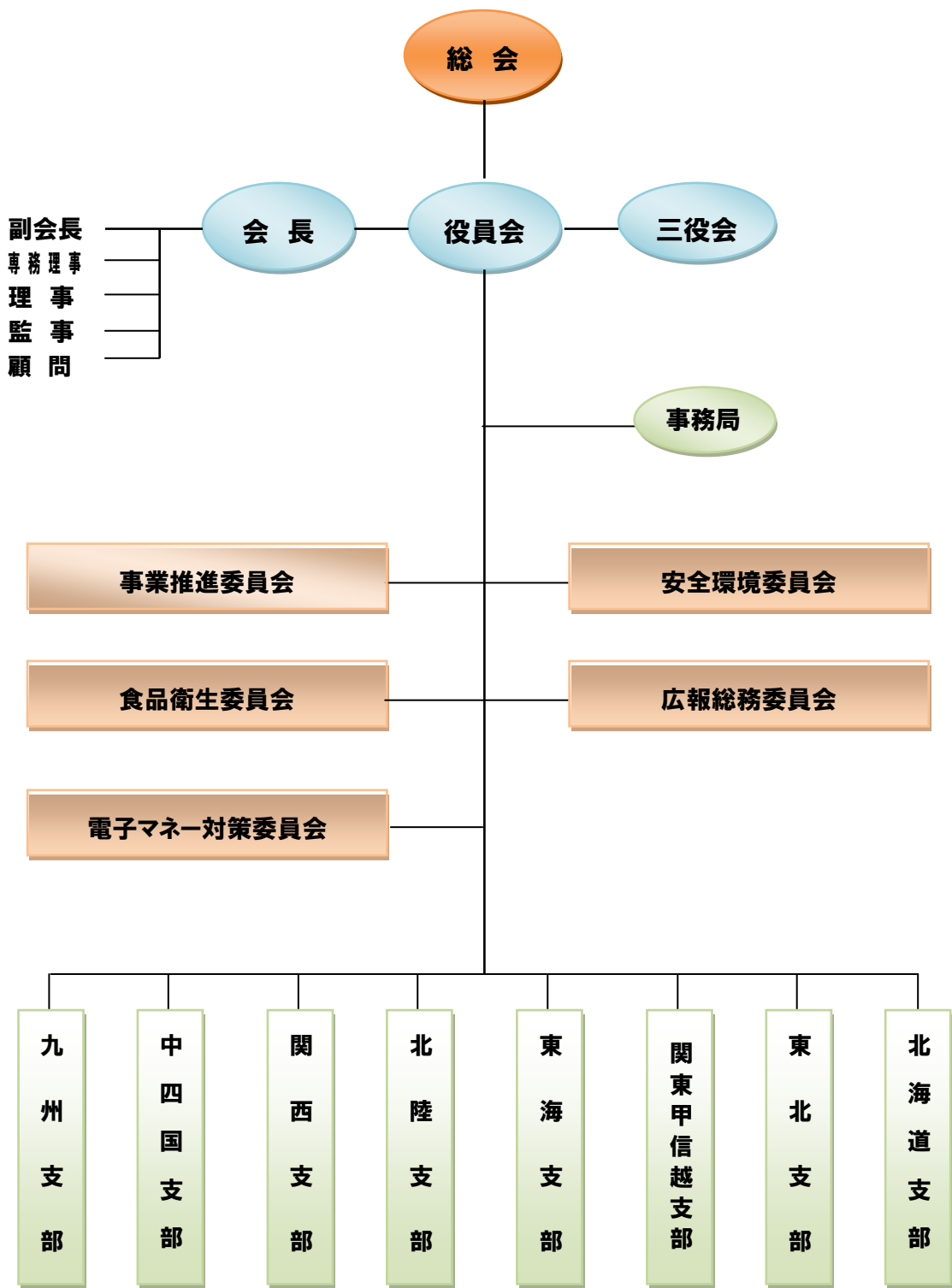
本委員会は、高品質・低価格の「次期電子マネーの共同開発」及び「新時代電子マネー」・「IoT対応」等の共同開発・共同研究の役割を担うものとする。

● 広報総務委員会

本委員会は、事務局相互の意思疎通を通じて、本部・支部の業務運営の円滑化に資することを目的とする。

本委員会は、協会が行う広報活動及び新規会員の入会促進活動についての支部活動における実行・推進の役割を担うものとする。

9. 組織図



10. 定 款

制定 昭和 62 年 4 月 20 日
改定 平成 8 年 6 月 12 日
改定 平成 13 年 6 月 7 日
改定 平成 19 年 6 月 7 日
改定 平成 21 年 6 月 4 日
改定 平成 22 年 6 月 3 日
改定 平成 26 年 6 月 5 日
改定 平成 28 年 4 月 1 日
改定 平成 30 年 6 月 7 日

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は日本自動販売協会と称し、
英語では「JAPAN AUTOMATIC MERCHANDISING ASSOCIATION」とし、略称は
「JAMA」とする。

(目 的)

第 2 条 本会は、食品の自動販売営業に関する衛生水準の維持向上並びに、自動販売機
の適正な管理の推進を図り、もって会員の健全な発展と国民生活の向上に寄与す
ることを目的とする。

(事 務 所)

第 3 条 本会は、主たる事務所を東京都に置く。

(支 部)

第 4 条 本会は、北海道・東北・関東甲信越・東海・北陸・関西・中四国・九州に支部を置く
外、理事会が必要と認めたと所に支部を置くことができる。

2. 支部長は、当該支部の推薦により、理事会の決議を経て、会長が指名する。

第2章 事 業

(事 業)

第 5 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食品衛生の維持及び向上に関する事業
- (2) 食品衛生思想の普及に関する事業
- (3) 自動販売機の適正管理に関する事業
- (4) 自動販売営業に関する調査研究事業
- (5) 自動販売営業に関する指導事業
- (6) 会員の福利厚生に関する事業
- (7) その他前各号に付帯する必要な事業

第3章 会 員

(会員区分)

第6条 本会の会員は、正会員、支部正会員、賛助会員、支部賛助会員とする。

2. 各会員の区分は別に定める会員区分のとおりとする。

(加 入)

第7条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

ただし、第6条の支部正会員または支部賛助会員として入会する場合は、入会申込書を当該支部の支部長に提出し、支部役員会の承認を得ることとする。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、会員になることが出来ない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下、暴力団という）、暴力団の構成員（以下、暴力団員という）、暴力団員ではなくなった時から5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下、暴力団員等という）
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配または運営に関与していると認められる者。
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる者。
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(会 費)

第8条 会員は、總會において別に定める会費を納入しなければならない、

2. 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

(退 会)

第9条 会員は、次の事由により退会する。

- (1) 申 出
- (2) 解 散
- (3) 資格の喪失
- (4) 除 名

2. 前項第1号・第2号及び第3号に該当する場合は、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決により除名することができる。ただし、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本会の会員として義務に違反したとき
- (3) 会費を1ヵ年以上納入しないとき
- (4) 第7条第2項各号の一に該当する会員

(会費の不返還)

第 11 条 会員が既に納入した会費は返還しない。

第4章 役 員

(役 員)

第 12 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 12 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名以上 3 名以内
2. 理事のうち、1 名を会長、副会長を 4 名以内、1 名を専務理事とする。
3. 第 7 条第 2 項各号の一に該当する者は役員になることが出来ない。

(役員を選任)

第 13 条 理事及び監事は、運営正会員、商権正会員、メーカー正会員の中から総会においてこれを選任し、会長、副会長及び専務理事は理事の互選によりこれを定める。

2. 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第 14 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、予め会長が指名した順序により、その職務を代行する。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、日常の事務を処理する。
4. 理事は、理事会を組織し、会務の執行に関する事項を審理決定する。
5. 監事は、民法第 59 条の職務を行うほか理事会に出席して意見を述べることができる

(役員任期)

第 15 条 役員任期は 2 年とし、再任をさまたげない。

2. 補欠(または増員)のため、選任された役員任期は前任者(または現任者)の残任期間とする。
3. 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員報酬)

第 16 条 役員は、無報酬とする。ただし常勤の役員にあつては、この限りではない

2. 前項ただし書きの場合にあつては、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(顧問)

第 17 条 本会に顧問を置くことができる。

2. 理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
3. 顧問は、理事会の要請があるときは、理事会に出席して意見を述べることができる。

第5章 総会・理事会及び委員会

(総会の種類)

第18条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、事業年度終了後3カ月以内に開催する。
3. 臨時総会は、つぎの場合に開催する。
 - (1) 会長若しくは理事会が必要と認めたとき
 - (2) 正会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があった時

(総会の招集)

第19条 総会は会長が招集する。

2. 総会の招集は、開催日14日前までに、総会の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面をもって正会員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(総会の決議事項)

第20条 総会は、この定款において別に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他、理事会において必要と認めた事項

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選任する。

(総会の議事等)

第22条 総会の議事は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2. 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面委任状)

第23条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。

この場合、前条第1項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(理事会)

第24条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

2. 理事会は必要に応じ、会長が招集する。
3. 理事会においては、会長が議長となる。
4. 理事会の招集は、各理事及び各監事に対して、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって理事会開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急に理事会を開催する必要があると認めたときは、この限りではない。

(理事会の議決事項)

第 25 条 理事会は、この定款において別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の議事)

第 26 条 理事会の議事は理事の 2 分の 1 以上が出席し、理事の過半数をもって決する。

2. 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(理事会の書面議決)

第 27 条 理事はやむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

この場合、前条第 1 項の規定の適用については会議に出席したものとみなす。

(委員会)

第 28 条 本会は、事業遂行上必要があると認めるときは、理事会の同意を得て委員会を置くことができる。

2. 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は理事会で定める。

第6章 会 計

(事業年度)

第 29 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(経 費)

第 30 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(予算及び決算)

第 31 条 本会の収支予算は、理事会の審議を経て、これを総会に提出し、その承認を受けなければならない。

2. 収支決算は、事業年度終了後すみやかに、その年度末における財産目録及び貸借対照表とともに監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、総会において出席正会員の4分の3以上の同意を得なければ、変更することはできない。

(解散)

第33条 本会は総会において正会員の4分の3以上の同意を得て解散することができる。

第8章 事務局

(事務局)

第34条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局の職員は、会長が任免する。

第9章 雑 則

(施行規則)

第35条 この定款の施行について必要な規則は、理事会の議決を経て別に定める。

以上

5. 会員一覧 (平成30年6月現在)

●正会員 (順不同)

北海道支部 6社

北海道コカ・コーラボトリング株式会社
北海道ベンディング株式会社
株式会社クリエイトフーズ

北海道キリンビバレッジサービス株式会社
株式会社ジャパンビバレッジ北海道
株式会社サン・ベンディング北海道

東北支部 10社

株式会社サン・ベンディング気仙沼
株式会社サン・ベンディング福島
株式会社バリエコーポレーション
株式会社ミチノク
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社

株式会社サン・ベンディング東北
株式会社サンベンディングいわき
みちのくキャンティーン株式会社
株式会社ジャパンビバレッジ東北
仙台キリンビバレッジサービス株式会社

関東甲信越支部 37社

FVジャパン株式会社
アサヒ飲料株式会社
株式会社アベックス
株式会社共栄エンタープライズジャパン
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社
サントリービバレッジサービス株式会社
三和ベンドサービス株式会社
株式会社ジャパンビバレッジホールディングス
株式会社ジャパンビバレッジ東京
株式会社ジャパンビバレッジイースト
ナショナル・ベンディング株式会社
有限会社伊藤乳業
株式会社タカンナ
信州サンコーポレーション株式会社
アサヒ飲料販売株式会社
大塚ウェルネスベンディング株式会社
ヒラノ商事株式会社
株式会社オリエンタル商事
株式会社アダストサービス

株式会社伊藤園
大蔵屋商事株式会社
キリンビバレッジ株式会社
株式会社コスモ
株式会社P S ビバレッジ
エースター株式会社
株式会社ナムコ
株式会社八洋
株式会社レイカ
株式会社ユカ
株式会社和光ベンディング
新発田ヤクルト販売株式会社
キリンビバレッジバリューベンダー株式会社
東京キリンビバレッジサービス株式会社
日本コカ・コーラ株式会社
サントリービバレッジソリーション株式会社
ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社
株式会社パブリック・ベンディング・サービス

東海支部 14社

株式会社三機	株式会社サン・カンパニー
株式会社サンポー	新和薬品株式会社
サンポッカサービス株式会社	株式会社チェリオ中部
タケショウ株式会社	ユニヴァーサル商事株式会社
トーヨーベンディング株式会社	中部キリンビバレッジサービス株式会社
株式会社名古屋フーズ	東海ビバレッジサービス株式会社
株式会社ベスト飲料	株式会社ジャパンビバレッジセントラル

北陸支部 12社

英光産業株式会社	カナカン株式会社
株式会社コーシン	株式会社第一技産
株式会社ベネフレックス	コーシンパートナー株式会社
北陸コカ・コーラボトリング株式会社	コーシン・サントリービバレッジ株式会社
株式会社なぶーる	北陸自動販売株式会社
株式会社和光	株式会社ダイドードリンコ北陸

関西支部 10社

金井自動販売株式会社	サンガリアフーズ株式会社
ダイドードリンコ株式会社	株式会社近畿自動販売機サービス
関西キリンビバレッジサービス株式会社	株式会社ジャパンビバレッジウエスト
株式会社アベックス西日本	樋口鉱泉株式会社
株式会社関西コーヒー	センゴクベンダー株式会社

中四国支部 11社

有限会社日東ベンディング中国	株式会社サンマック
株式会社フジタ商事	ダイコーフーズ株式会社
ダイドール・タケナカベンディング株式会社	株式会社光ベンディング
徳島ペプシコーラ販売株式会社	株式会社ウエストアライアンス
株式会社ジャパンビバレッジ中四国	株式会社キリンビバックス
	ベル商事株式会社

九州支部 7社

田辺ベンディングサービス株式会社
アサヒみどり販売株式会社
長崎県食品株式会社
ワールドサンフーズ株式会社

株式会社ジャパンビバレッジ九州
アサヒオリオン飲料株式会社
南九州ベンディングサービス株式会社

●支部正会員 (順不同)

北海道支部 9社

アサヒ飲料株式会社 北海道支社
株式会社アベックス 北海道支社
ナショナル・ベンディング株式会社 北海道営業所
大塚ウエルネスベンディング株式会社 東日本支店
北海道キリンビバレッジ株式会社

ポッカサッポロ北海道株式会社
株式会社伊藤園 北海道地区営業部
サントリービバレッジサービス株式会社 北海道営業本部
サントリービバレッジソリューション株式会社 北海道支社

東北支部 11社

アサヒ飲料株式会社 東北支社
株式会社アベックス 東北支社
株式会社伊藤園 南東北地区
大塚ウエルネスベンディング株式会社 東日本支店
ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株) 東北自販機支店

ダイドードリンコ株式会社 東北第一営業部
ナショナル・ベンディング株式会社 東北支店
サントリービバレッジサービス株式会社 東北営業本部
サントリービバレッジソリューション株式会社 東北支社
コカ・コーラ・トランスジャパン株式会社 南東北地区本部
サントリービバレッジソリューション株式会社 東北支社

関東甲信越支部 3社

ダイドードリンコ株式会社 首都圏第一営業部
北陸コカ・コーラ・トランスジャパン株式会社 長野地区本部

株式会社ベネフレックス 長野地区本部

東海支部 13社

アサヒ飲料株式会社 中部北陸支社
株式会社アベックス 中部支社
株式会社伊藤園 中部営業推進部
FVジャパン株式会社 中部営業部
サントリービバレッジソリューション株式会社 中部圏支社
コカ・コーラ・トランスジャパン株式会社 中部日本営業本部
ダイドードリンコ株式会社 中京第一営業部

ナショナル・ベンディング株式会社 東海支店
サントリービバレッジサービス株式会社 東海・北陸営業本部
サントリービバレッジソリューション株式会社 東海・北陸支社
株式会社PSビバレッジ 中部支社
ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株) 中日本自販機支社
大塚ウエルネスベンディング株式会社 東海支店

北陸支部 8社

アサヒ飲料株式会社 北陸支店
株式会社アベックス 甲信北陸支社
ポッカサッポロフード&ビバレッジ（株）中日本自販機支社
リブレバレッジバリューハンダー株式会社 中部圏支社

株式会社伊藤園 北陸地区営業部
大塚ウエルネスハンディング株式会社 東海支店金沢駐在
サントリービバレッジソリューション株式会社 北陸支店
株式会社ジャパンビバレッジウエスト 金沢支店

関西支部 11社

アサヒ飲料株式会社 西日本自販機支社
株式会社伊藤園 西近畿地区営業部
リブレバレッジバリューハンダー株式会社 近畿圏支社
ナショナル・ベンディング株式会社 大阪支店
株式会社P S ビバレッジ 近畿支社
大塚ウエルネスハンディング株式会社 関西支店

F V ジャパン株式会社 近畿営業部
サントリービバレッジサービス株式会社 近畿営業本部
サントリービバレッジソリューション株式会社 近畿支社
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 近畿・四国営業本部
ポッカサッポロフード&ビバレッジ（株）西日本自販機支社

中四国支部 11社

アサヒ飲料株式会社 中国支社
株式会社アベックス西日本 中国支社
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 中国地区本部
大塚ウエルネスハンディング株式会社 関西支店広島営業所
ポッカサッポロフード&ビバレッジ（株）西日本自販機支社

ナショナル・ベンディング株式会社 中国第二支店
F V ジャパン株式会社 中国・九州営業部
株式会社伊藤園 西中国地区営業部
サントリービバレッジサービス株式会社 中国・四国営業本部
サントリービバレッジソリューション株式会社 中国・四国支社
リブレバレッジバリューハンダー株式会社 中四国支社

九州支部 11社

アサヒ飲料株式会社 九州支社
株式会社アベックス西日本 九州支社
ポッカサッポロフード&ビバレッジ（株）西日本自販機支社
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 西日本営業本部
ダイドードリンコ株式会社西日本第二営業部
F V ジャパン株式会社 中部・西日本営業統括部

株式会社伊藤園 北九州地区営業部
サントリービバレッジサービス株式会社 九州営業本部
サントリービバレッジソリューション株式会社 九州支社
大塚ウエルネスハンディング株式会社 西日本支店
リブレバレッジバリューハンダー株式会社 九州支社

●賛助会員（順不同）

機械メーカー 4社

サンデン・リテールシステム株式会社	株式会社日本コンラックス
パナソニック産機システムズ株式会社	富士電機株式会社

中身商品メーカー 16社

株式会社アートコーヒー	味の素A G F株式会社
東京アライドコーヒーロースターズ株式会社	キーコーヒー株式会社
株式会社ニチレイフーズ	東洋水産株式会社
ネオス株式会社	ネスレ日本株式会社
丸紅食料株式会社	三井農林株式会社
株式会社明治	森永乳業株式会社
UCC上島珈琲株式会社	株式会社ヨーグルトン乳業
株式会社ユニカフェ	アサヒグループ食品株式会社

容器メーカー 4社

大日本印刷株式会社	東罐興業株式会社
東洋製罐株式会社	株式会社日本デキシー

自販機関連企業 14社

エバーピュア・ジャパン株式会社	株式会社エム・ピー・ソリューション
株式会社三愛	新東亜交易株式会社
中井銘鋌株式会社	フィクスコミュニケーションズ株式会社
ネクセリア東日本株式会社	明和ベンディクス株式会社
オルガノ株式会社	株式会社K I S
日本電気株式会社	株式会社東京テレマーケティング
株式会社日本マシンサービス	株式会社ユニオントラスト

日本自動販売協会

JAPAN AUTOMATIC MERCHANDISING ASSOCIATION

〒105-0004 東京都港区新橋 5-7-12 ひのき屋ビル 3 階
TEL:03-6435-7821 FAX:03-6435-7822
E-Mail:info@jama-vm.com
<http://www.jama-vm.com/>

